



CONTENTS

- ・災害から身を守るために…… 2～3
- ・群馬県知事選挙…… 4
- ・第25回参議院議員通常選挙…… 5
- ・社会を明るくする運動…… 6
- ・村からのお知らせ…… 7
- ・村の財政状況、各種団体決算…8～14
- ・村からのお知らせ…… 15～20
- ・保健相談センター…… 21
- ・暮らしの情報…… 22～23
- ・カレンダー…… 24
- ・話題あれこれ…… 25
- ・イベント…… 26

(6月11日(火) 榛東北部保育園児の田植え)

60th
Anniversary

榛東村 1959
~2019

村制施行60周年



災害から 身を守るために



昨年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨が降り、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）が発生しました。また、昨年6月17日には群馬県南部を震源とする地震が発生し、最大震度5弱を観測しました。災害はいつ起こるか分かりません。また被害を最小限度に防ぐためには、日頃からの備えが重要です。

「自分の身は自分で守る」そのための「備え」

① 家族での防災会議

災害の時に家族が慌てず行動できるよう、日頃から話し合い、情報を共有しておきましょう。

② 避難場所の確認

災害時の避難場所について、場所をご存じですか？事前に避難場所を確認しておきましょう。

■災害はいつ起こるかわかりません。時間帯や誰が在宅しているかなど、様々なケースを想定して話し合っておきましょう。

■話し合いでは、想定したケースごとに分担を決めるほか、高齢者や乳幼児など家族構成も考慮し次のようなことも相談しておきましょう。

- 家の中でどこが一番安全か
- 避難場所、避難路はどこか
- 非常持出袋はどこにあるか

■各地区のコミュニティセンターが、大雨や台風、そして大地震などで緊急に避難する場所として活用されます。地域活動が活発な地域ほど日常的に住民間のかかわりがあり、非日常的な災害時であっても、避難所の運営が円滑になるといわれています。避難所の確認をするとともに、普段から積極的に地域活動に参加して、顔の見える関係づくりをしておきましょう。また、体の不自由なお年寄りや妊婦の皆さんなどは、避難の際に手助けがどうしても必要です。自らの身の安全を確保するとともに、近所の手助けを必要とする方の援助が災害時には大いに求められます。

③ 備蓄品等の備え

大災害発生時、公的な支援物資はすぐに届かないかもしれません。コンビニなどのお店にも人が殺到し、すぐに商品が無くなるかもしれません。

■目安として最低限3日間程度の水や食料品を備蓄しましょう。

非常持ち出し品、非常備蓄品のチェックリストを確認し、1年に1度は使用期限等をチェックしましょう。また、普段使うレトルト食品や缶詰めなども少し多めに備蓄しておくこと、災害時に役立ちます。

■家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものは異なります。一般的な備蓄品等に加え、自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しましょう。

冷蔵庫・冷凍庫の食材を活用

1〜2日目

食パンや野菜等は自然解凍により食べる事も可能。

冷蔵庫に食材を買い置きし、冷凍庫にもご飯や食パン、野菜、冷凍食品等の備蓄を。

水は溶かして飲料水として活用も可能。

停電時、クーラーボックスや保冷剤等を活用して食材の保存を。

調理器具の備え

1ヶ月で約15本必要(1日30分使用の場合)。

カセットコンロ・ボンベ
停電時等、冷蔵庫の食材や非常食を調理するために必須。

ローリングストック法で備蓄した非常食を活用

3〜7日目

ローリングストック法
定期的(1ヶ月に1、2度)に食べて、食べた分を買い足し備蓄していく方法。食べながら備えるため、消費期限が短いレトルト食品等も非常食として換えます。

その他備蓄しておくの良いもの

- 乾麺 (ラーメン・パスタ等) ゆで時間の短いものを。
- 缶づめ 野菜や果物の缶詰で栄養を。
- フリーズドライ食品 (スープ等) スープ類は食感が無い時でも摂取可能。

その他のアイデア

- 乾物 ミネラル・食物繊維の補給を。
- 漬物 伝統的な保存方法で。
- 家庭菜園 庭やベランダ等も活用して菜園を。

※上記の日数・組み合わせは一例です。ローリングストック法等で1週間分の非常食を備えておくことより安心です。週1週間分の飲料水、また生活用水も備えましょう。飲料水は1人1日3ℓ×家族分の準備を。

(内閣府ホームページから)

非常持ち出し品チェックリスト

品名	チェック
ラジオ (AM・FMが聴ける)	
懐中電灯	
予備の乾電池	
救急薬品	ばんそうこう、包帯、キズ薬、鎮痛剤、胃薬
	常備薬・おくすり手帳
非常食	飲料水
	カンパン
	缶づめ
	紙コップ、紙皿
	ナイフ、缶切り
貴重品	現金 (小銭を含む)
	通帳、印鑑
	健康保険証のコピー
	免許証・身分証明書

品名	チェック
衣類	下着・靴下
	上着
	レインコート
	タオル
	軍手
	ライター
	ティッシュ
その他	カイロ
	ラップ
	ヘルメット
	洗面具
	ビニール袋
	笛

非常備蓄品チェックリスト

品名	チェック
食品	米
	おかず
	お菓子
	調味料
	水 (1人1日3ℓ)
燃料	卓上コンロ
	予備の燃料
生活用水 (風呂などに汲み置き)	

品名	チェック
その他	毛布
	洗面具
	ビニールシート
	簡易トイレ
	簡易食器
ラップ	

※高齢者、障がい者、乳幼児等がいる場合は、リストに掲載されていないものについても、それぞれ必要なものを準備してください。

7月21日(日)は

群馬県知事選挙

任期満了に伴う『群馬県知事選挙』が7月4日(木)に告示され、7月21日(日)に投票が行われます。

投票

■投票できる方

平成13年7月22日以前に生まれた方で、平成31年4月3日以前に本村に転入届がなされ、引き続き住民基本台帳に記録されている方。

■投票時間と場所

投票時間は、午前7時から午後6時までです。郵送された入場券をご持参ください。入場券をなくした場合は、投票日当日、投票所で再発行します。

投票は、入場券記載の投票所で行ってください。

- ・第1投票所…3区コミセン
- ・第2投票所…中央公民館
- ・第3投票所…榛東村役場
- ・第4投票所…南部コミセン
- ・第5投票所…20区コミセン

■村内で住所を移した方

令和元年7月4日以降に転居の届け出をした方は、転居前の投票所で投票していただきます。

■転入・転出した方

平成31年4月4日以降に群馬県内から榛東村へ転入された方または、榛東村の選挙人名簿に

登録されていて、転出先自治体の名簿に記載されていないため

榛東村で投票する方は、村選挙管理委員会にお問い合わせください(投票の際に証明書が必要です)。なお、平成31年4月4日以降に群馬県外から転入された方、投票日前日までに群馬県外へ転出された方は、その転出日以降投票できません。

■代理投票

体が不自由で字を書くことができない方などは、投票所の係員が代わって候補者名を記載し、投票することができます。投票の秘密は厳守されます。

■期日前投票

投票は、投票日に投票所で行うことが原則ですが、投票日に次の理由のいずれかに該当すると見込まれる方は、事前に期日前投票を行うことができます。

■期日前投票対象者

- ・仕事や親族の冠婚葬祭がある方
- ・レジャーなどで村外にいる方
- ・疾病などのため歩行が困難な方など

■期日前投票の期間

告示日の翌7月5日(金)から

投票日前日の7月20日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。郵送された入場券をご持参ください。

なお、告示日当日は、期日前投票はできませんので、ご注意ください。

■期日前投票場所

榛東村役場 村民ホール

■不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院、入所の方や、投票する資格があつて村外に滞在中の方は、不在者投票を行うことができます。

■病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会の指定する病院・老人保健施設・身体障害者更正施設などに入院、入所している方は、そこで投票することができます。お早めに病院などの職員にご相談ください。

■村外に滞在している方

投票する資格があつて村外に滞在中の方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会を通じて、不在者投票をすることができます。

投票用紙などの送付は、すべて郵送で行います。滞在先の選挙管理委員会から本村の選挙管理委員会に到着するまでの日数

をお考えになつてお早めに手続きをしてください。

開票

開票は、即日開票で、午後8時から中央公民館で行い、開票状況の公表は、中央公民館に掲示する方法で行います。

なお、開票作業に支障が出るため、電話によるお問い合わせにはお答えしません。

後援団体の寄附は…

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に寄附をすること(政党や後援する政治家に対する寄附及び後援団体の設置目的により行う行事や事業に関する寄附は除かれます。)は、いかなる名義をもってするものであつても禁止されており、処罰されます。

- ※後援団体の設置目的により行う行事や事業に関する寄附であっても、次のものは禁止され罰則の対象となります。
- 花輪、供花、香典、祝儀、その他のこれらに類するものとしてされる寄附
 - 後援する政治家の選挙に関する一定期間(任期満了による選挙では、その期間満了日前90日に当たる日から当該選挙の投票日までの間)内になされる寄附

7月21日(日)は第25回 参議院議員通常選挙(予定)

任期満了に伴う『参議院議員通常選挙』が7月4日(木)に公示され、7月21日(日)に投票が行われる予定です。

投票

投票できる方

■平成13年7月22日以前に生まれた方で、平成31年4月3日以前に本村に転入届がなされ、引き続き住民基本台帳に記録されている方。

投票時間と場所

■投票時間は、午前7時から午後6時までです。郵送された入場券をご持参ください。入場券をなくした場合は、投票日当日、投票所で再発行します。

投票は、入場券記載の投票所で行ってください。

- ・第1投票所…3区コミセン
- ・第2投票所…中央公民館
- ・第3投票所…榛東村役場
- ・第4投票所…南部コミセン
- ・第5投票所…20区コミセン

村内で住所を移した方

令和元年7月4日以降に転居の届け出をした方は、転居前の投票所で投票していただきます。

転入・転出した方

■平成31年4月4日以降に榛東村へ転入された方、または、転出予定の方は、村選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理投票

■体が不自由で字を書くことができない方などは、投票所の係員が代わって候補者名を記載し、投票することができます。投票の秘密は厳守されます。

期日前投票

■投票は、投票日に投票所で行うことが原則ですが、投票日に次の理由のいずれかに該当すると見込まれる方は、事前に期日前投票を行うことができます。

- 期日前投票対象者
- ・仕事や親族の冠婚葬祭がある
- ・レジャーなどで村外にいる
- ・疾病などのため歩行が困難
- 他

期日前投票の期間

■公示日の翌7月5日(金)から投票日前日の7月20日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。郵送された入場券を持参ください。

■転入・転出した方

■代理投票

不在者投票

■転入・転出した方

■転入・転出した方

不在者投票

■転入・転出した方

- 転入・転出した方
- ・仕事や親族の冠婚葬祭がある
- ・レジャーなどで村外にいる
- ・疾病などのため歩行が困難
- 他

期日前投票の期間

■公示日の翌7月5日(金)から投票日前日の7月20日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。郵送された入場券を持参ください。

■転入・転出した方

開票

■転入・転出した方

■転入・転出した方

選挙権年齢引下げの意義

選挙権年齢が満20歳以上から、満18歳以上に引き下げられました。これは、皆さんが、様々なメディアを通じ多様な情報に接し、自分の考えを育ててきた世代であり、また、少子高齢化が進む日本で未来の日本に生きていく世代であることから、現在、また、未来の日本の在り方を決める政治に関与してもらいたいという意図があるのです。
※総務省ホームページより、一部抜粋

社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

7月は強調月間です。

■社会を明るくする運動とは

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で69回を迎えます。

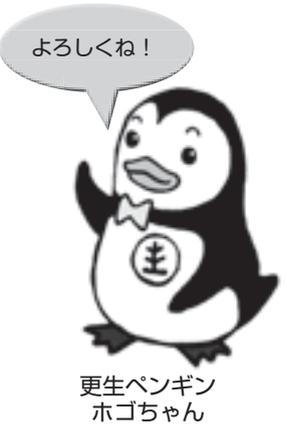
犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちは、過去の過ちを反省し、地域社会の中で立ち直ろうとしています。そのためには、立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが必要です。

今年度の行動目標は、「犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう」「犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう」です。

■ご協力いただきありがとうございます。

今年度から運動を実施するための活動資金を、各区の区長に依頼して区費と一緒に社明募金を集めていただくようお願いをしました。

ご協力いただいた募金は、村内の保育園、幼稚園、小中学校への図書配布や榛名女子学園等、更生保護施設の慰問等に活用させていただきます。



更生ペンギン
ホゴちゃん



更生ペンギン
サラちゃん

■保護司・更生保護女性会とは

保護司は、犯罪や非行をした人が社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、就業先などの居住環境の調整や相談を行っています。

更生保護女性会は、女性の持つ温かさや細やかさ、誰もが持っている善意の心を生かし明るい社会づくりをめざして活動しています。

第68回 社会を明るくする運動 7月は「社会を明るくする運動強調月間です」



—犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域のチカラ—

(写真は昨年の様子)

榛東村職員を募集します

問い合わせ先／総務課 (☎54-2211 内線250)

令和2年4月採用予定の榛東村職員採用試験を次のとおり実施します。

■受験する場合は、次のいずれかの方法で、試験案内と申込書を請求してください。

- ・直接受取に来る場合：役場 2階 総務課で配布します。
- ・郵送で請求する場合：返信用封筒（角2の封筒に、郵便番号・住所・氏名を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封し、榛東村役場 総務課 人事職員係へ郵送してください。なお、郵送する封筒の表には「採用試験案内請求」と明記してください。

■試験案内と申込書の請求及び問い合わせ

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790-1 榛東村役場 総務課 人事職員係
(☎0279-54-2211 内線250)

■その他

- ・申込書を郵送で提出する場合は、簡易書留として、封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きしてください。（8月15日（木）の消印有効）
- ・採用情報は、村ホームページにも掲載しています。

試験の種類	採用予定人数	受験資格		試験案内配布	申込期間	試験日程		
		年齢	学歴等			第1次試験	第2次試験	第3次試験
行政事務	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた人	大学卒業者（卒業見込みを含む）、短期大学卒業者（卒業見込みを含む）、高等学校卒業者又は高等学校卒業程度認定試験合格者	7月17日（水）から	7月17日（水）から 8月15日（木）まで	試験日 9月22日（日）	試験日 10月27日（日）	試験日 11月下旬
保健師		平成6年4月2日以降に生まれた人	保健師免許を有する人か、令和元年度の国家試験で取得見込みの人					

スローエアロビック教室のお知らせ

問い合わせ先／教育委員会事務局 (☎54-2211 内線262)

「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽にできる軽運動。小学生からお年寄りまで、みんなで楽しく運動しましょう。親子で参加も大歓迎！

開催日 7月 6日（土）・13日（土）

時間 午後6時30分～8時00分

場所 しんとうスポーツアリーナ

対象者 小学生低学年～一般（男女）

定員 30名程度（先着順）

持ち物 飲み物・タオル・体育館シューズ

参加費 無料

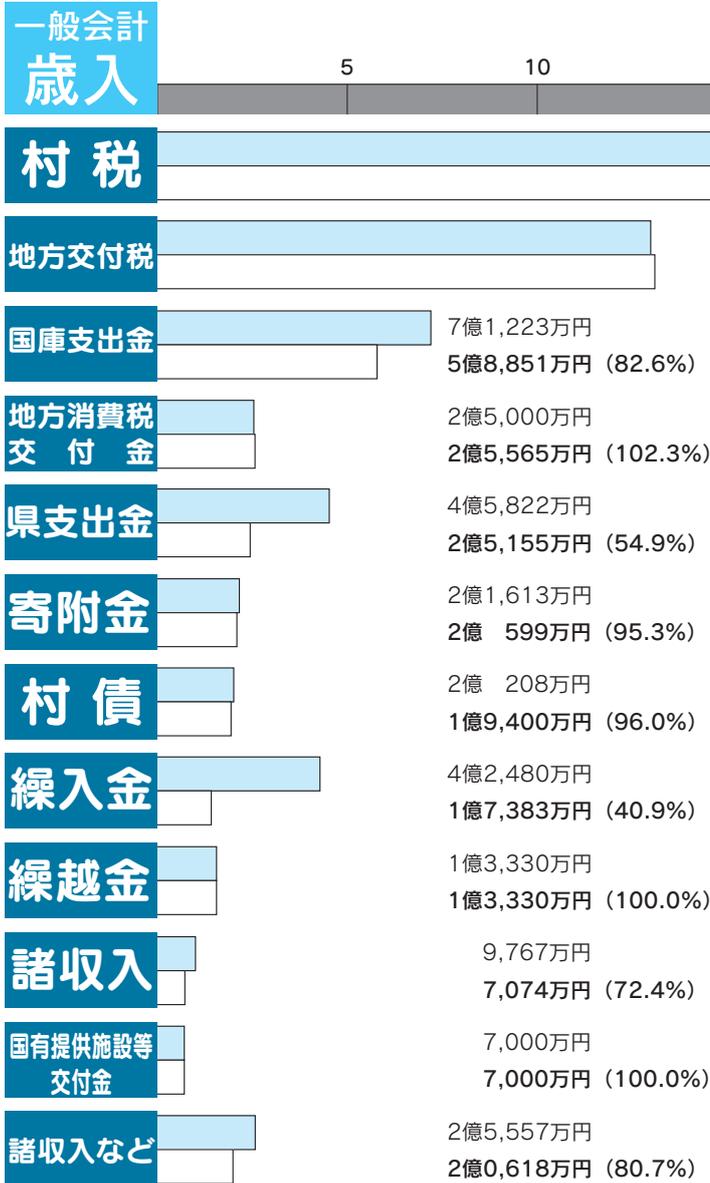
申し込み 榛東村教育委員会事務局へ直接または電話で申し込んでください。(☎0279-54-2211 内線261)



榛東村の財政状況

村では、皆さんの税金がどのように使われ、村の財政がどのような状況にあるのかを知っていただくため、年2回財政状況を公表しています。今回は、平成30年度下半期(平成31年3月31日現在)の歳入歳出予算の執行状況の概要についてお知らせします。

平成31年3月31日現在
 人口 14,626人
 男 7,426人
 女 7,200人
 世帯数 5,798戸



未収・未払を整理する出納整理期間(4/1～5/31)の収入・支出を含めた平成30年度決算は、10月の広報でお知らせする予定です。

◎村税収入の状況

税目	予算現額	収入済額	収入率
村民税	7億6,136万円	7億7,150万円	101.3%
固定資産税	6億4,109万円	6億4,411万円	100.5%
軽自動車税	5,125万円	5,168万円	100.8%
たばこ税	7,700万円	7,211万円	93.7%
計	15億3,070万円	15億3,940万円	100.6%

◎村債(借入金)の状況

※残高等は元金のみ

区分	前年度末残高	本年度中増減見込額		本年度末残高見込	
		新規発行額	償還額		
一般会計	民生	4,042万円		985万円	3,057万円
	農林水産業	1億3,249万円		2,008万円	1億1,242万円
	教育	3億6,499万円		5,601万円	3億 898万円
	災害	405万円		99万円	306万円
	臨時財政対策債	21億4,858万円	1億9,400万円	3億 405万円	20億3,853万円
小計	26億9,053万円	1億9,400万円	3億9,098万円	24億9,355万円	
特別会計	住宅新築資金貸付	3,231万円		1,039万円	2,192万円
	公共下水道事業	24億5,256万円	8,970万円	1億2,233万円	24億1,993万円
	農業集落排水事業	15億2,359万円		7,266万円	14億5,093万円
	小計	40億 847万円	8,970万円	2億 538万円	38億9,278万円
合計	66億9,900万円	2億8,370万円	6億5,937万円	63億 863万円	

①予算現額 56億4,616万円
 ②収入済額 49億9,384万円
 収入率 (88.4%)
 収入率=②÷①

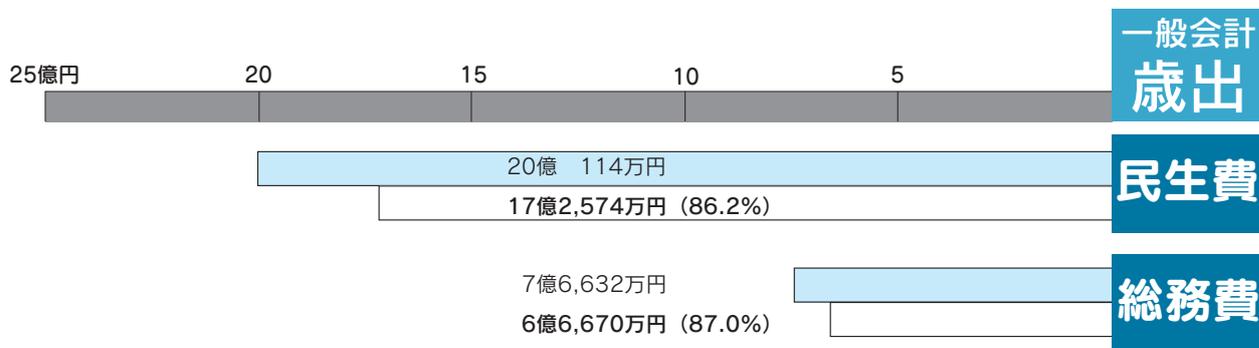
◎住民負担の状況

区分	村税負担額	村債残高	基金残高	歳出額
住民一人当たり負担額など	105,251円	459,268円	360,752円	322,328円
1世帯当たり負担額など	265,506円	1,158,548円	909,577円	813,102円

備考1 「村税負担額」および「歳出額」は、収入済額・支出済額で算出

備考2 「村債残高」および「基金残高」は、全会計の村債および基金の本年度末現在の見込額で算出

備考3 人口および世帯数は、平成31年3月31日現在の人口および世帯数を使用



◎基金（積立金）の状況

区分	本年度末残高見込	金額	割合
一般会計		47億 6,620万円	
財政調整基金	21億 6,534万円	5億 884万円	69.5%
減債基金	1億 7,815万円		
特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金	1,150万円	4億 1,143万円	98.9%
社会福祉施設整備基金	2億 62万円		
農業災害基金	1,002万円	6億 3,439万円	
農業用水維持管理基金	13億 3,033万円	4億 789万円	64.3%
教育施設整備基金	8億 6,924万円		
収入印紙等購買基金	100万円	4億 377万円	
【基金】合計	47億 6,620万円	3億 5,254万円	87.3%

◎上水道事業会計の状況

勘定科目	収益的収入 および支出	資本的収入 および支出	金額	割合
収入			3億 1,902万円	
支出			2億 9,060万円	91.1%
収入	予算	0万円	2億 5,080万円	
収入	執行額	0万円	2億 4,115万円	96.2%
支出	予算	5,187万円	1億 2,216万円	
支出	執行額	5,000万円	1億 0,947万円	89.6%

◎特別会計執行状況の概況

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険特別会計	15億 1,507万円	15億 6,436万円	103.3%	13億 9,419万円	92.0%
後期高齢者医療特別会計	1億 2,656万円	1億 2,398万円	98.0%	1億 1,365万円	89.8%
介護保険特別会計	12億 1,144万円	10億 8,773万円	89.8%	10億 1,548万円	83.8%
住宅新築資金等貸付特別会計	1,081万円	1,149万円	106.4%	534万円	49.4%
公共下水道事業特別会計	4億 6,321万円	2億 8,156万円	60.8%	3億 1,682万円	68.4%
農業集落排水事業特別会計	1億 5,875万円	1億 5,088万円	95.0%	1億 3,378万円	84.3%
学校給食事業特別会計	1億 3,356万円	1億 2,706万円	95.1%	1億 1,670万円	87.4%
太陽光発電事業特別会計	3,221万円	3,051万円	94.7%	801万円	24.9%
計	36億 5,159万円	33億 7,757万円	92.5%	31億 396万円	85.0%

①予算現額 56億 4,615万円
 ②支出済額 47億 1,436万円
 支出率 (83.5%)
 支出率=②÷①

元気で明るい村づくりのために！

平成30年度

各種団体決算報告

福祉、交通安全、衛生、スポーツそれぞれの分野で私たちの暮らしをサポートし、村づくりに貢献している4団体の平成30年度決算がまとまりました。

社会福祉協議会

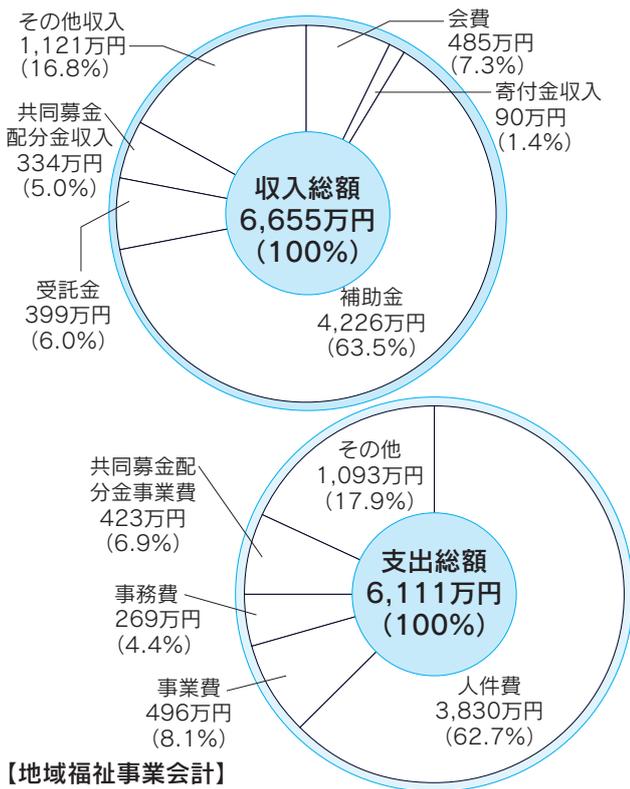


「地域福祉の推進を図ること」を目的として、さまざまなきめ細かいサービスを提供している榛東村社会福祉協議会。

6月7日に開催された評議員会において、平成30年度の事業報告および収支決算が承認されましたので、その概要を紹介します。

社会福祉協議会は、地域福祉事業、介護保険事業、高齢者能力活用センター事業、ふれあい館事業、福祉センター事業の5つの会計により運営されています。その収入総額は、2億8,102万円、支出総額は、2億5,341万円です。

以下、それぞれの会計の決算の概要をお知らせします。



【地域福祉事業会計】

●社会福祉事業

地域福祉事業の収入総額は6,655万円、支出総額は6,111万円です。収入の中の補助金は、村から4,

216万円が交付されました。紙おむつ配布事業や配食サービス事業等の村からの受託金は399万円でした。

共同募金配分金収入は334万円。皆様のご家庭や事業所からお預かりした会費収入は、485万円でした。なお、会員の内訳は、

一般会員が4,832戸となっております。

次に支出として、人件費が3,830万円、事務費が269万円、地域見守りネットワーク事業などの事業費が496万円となっております。

また、老人福祉活動事業や生活支援事業などを行う共同募金配分金事業費が423万円となっております。

なお、収入総額と支出総額の差額544万円は次年度に繰り越されます。

▼介護保険事業

要支援者および要介護者に居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業などを行う主な収入の介護保険事業収入は、5,349万円でした。主な支出として、介護士等の人件費が4,103万円、水道光熱費等を含む事業費が755万円、事務費は84万円でした。

●公益事業

▼高齢者能力活用センター

平成9年4月1日に開設された同センターの主な収入は、事業収入が3,564万円、村からの受託金収入が529万円となっており、主な支出は、事業費が3,404万円、人件費と事務費が合わせて594万円でした。

平成30年度と同センター会員数は67名(平均年齢72・5歳)で、植木の手入れや草刈り・除草など総受注件数は726件でした。

▼福祉センター

平成13年5月に障害者の自立支援などを目的に運営を開始した福祉センター「ささえの家」。この会計の収入は、村からの指定管理料など2,895万円、花の販売などの就労支援事業は88万円でした。

一方、支出は、心身障害者デイサービス事業や作業工賃などの事業費が620万円、人件費と事務費が合わせて2,214万円でした。

●収益事業

▼ふれあい館

しんとう温泉ふれあい館の平成30年度における開館日数は316日で、入館者数は10万396人でした。

この会計の収入は、入館料が3,167万円、手数料が322万円、村からの指定管理料が2,498万円、収入総額7,251万円でした。

- 事業の概要
- ① 支え合い、一人ひとりがつながる村づくり(情報収集・発信)
 - ◇ 相談事業(心配ごと相談・法律相談を月1回開設)
 - ◇ 広報事業
 - ◇ 広報紙発行
 - ◇ 社協ホームページ随時更新
 - ・ 一人ひとりの想いをかたちにする村づくり(互いに学び育む)
 - ◇ ボランティア教室、ボランティア団体活動援助、ボランティア活動
 - ・ 応急手当普通救命講習会開催
 - ・ 防災ボランティア視察研修会、榛東村除雪支援ネットワーク会議等

平成30年度 善意銀行

平成30年度中に善意銀行へ寄せられた物品や浄財を寄付していただいた方々を紹介し、善意銀行運営状況を報告させていただきます。(順不同、敬称略)。

【物品の部】

小山 泰子 (8区)	タオル
松岡 安江 (8区)	雑巾

【金銭の部】

楽集センター親善ゴルフ	122,000円
匿名	10,000円
ふれあい館チャリティーボックス	2,253円
一般社団法人日本善行会群馬県北毛支部	50,000円
匿名	55,988円
(株)オーケーコーポレーション	500,000円
産業祭チャリティーボックス	20,461円
匿名	1,600円
匿名	3,450円
匿名	76,950円
匿名	57,303円

- ◇ 世代間交流事業
- ◇ 在宅介護者教室の開催
- ◇ 福祉教育
- ③ つながりが生み出すふれあい豊かな村づくり(みんなの知恵を絞り出す)
- ◇ 民生委員児童委員協議会との連携援助
- ◇ 安心カード設置事業及びしんとう便利電話帳事業
- ④ 協働による安全・安心な村づくり(支援活動の充実)
- ◇ 安全安心むらづくり事業
- ・ 見守りネットワーク住民支え合いマップ作成
- ◇ ふれあい・いきいきサロン(高齢者)事業
- ◇ コミュニティサロン(ハナミズキ)事業
- ◇ 小学生見守り事業及び子育てサロン事業
- ・ シルバー人材見守り事業
- ・ 子育てサロン支援事業
- ・ 子育てボランティア支援事業
- ◇ であい夢プロジェクト事業(独身者への出合いの場提供)
- ◇ 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)
- ◇ 寝たきり老人等布団丸洗いサービス事業
- ◇ 福祉機器貸与事業(無償貸与)
- ◇ 低所得者等対策事業
- ⑤ 地域福祉事業
- ◇ 共同募金活動
- ◇ 敬老会開催
- ◇ 戦没者追悼式開催及び靖国神社参拝事業
- ・ 戦没者慰霊祭を村と共催
- ・ 戦没者遺族靖国神社参拝
- ◇ 母子・父子児童福祉事業
- ・ 若年母子・父子家庭激励旅行
- ◇ 障害福祉事業
- ・ 健康教室を教育委員会と共催
- ◇ 善意銀行運営事業
- ◇ 福祉団体活動援助状況(防災ボランティア、共同募金、グラウンドゴルフ協会を除く団体へ補助金交付)
- ⑥ 介護保険事業
- ◇ 介護保険事業
- ◇ 居宅介護事業
- ⑦ 村委託事業
- ◇ 一人暮らし老人等事業
- ・ 配食サービス
- ・ 保養事業
- ◇ 老人福祉事業・身体障害児者事業
- ⑧ 村指定管理事業
- 榛東村福祉センターささえの家
- しんとう温泉ふれあい館

交通安全会

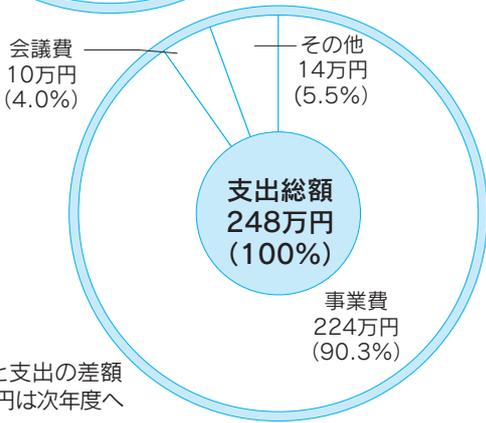
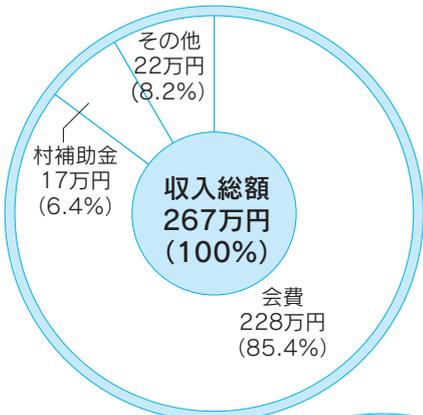


榛東村交通安全会は、村内の全世帯が会員となり、会員一人ひとりが自分たちの力で交通事故・交通違反の撲滅を図るために組織されているものです。

この交通安全会の平成30年度における活動と決算の報告についてお知らせします。

主な事業は、次に示すとおりです。年間を通じて、交通事故を未然に防ぐ各種事業に取り組みました。

決算の状況は、左の円グラフに示したとおりです。歳入の中にある会費収入は、皆さんのご家庭から納めていただいた年間500円の会費のことです。村からの補助金は、17万円となっています。今後も皆さん一人ひとりが交通安全を意識し、交通事故をなくすよう努めましょう。



※収入と支出の差額 19万円は次年度へ

主な事業

- ◆ 交通安全一斉街頭指導
- ◆ 交通安全夜間パトロール
- ◆ 交通安全街頭指導
- ◆ ショッピング作戦
- ◆ 保育園・幼稚園交通安全教室
- ◆ 小・中学校交通安全教室
- ◆ 中学校自転車マナーアップ
- ◆ 優良自動車運転者の申請取りまとめ(春・秋の計2回)
- ◆ 村づくり祭、駅伝大会などの各種イベント開催時における駐車場などの整理
- ◆ カーブミラー清掃(村内全カ所)
- ◆ 広報「やまゆり」の発行
- ◆ 新1年生対象交通安全教室
- ◆ 交通安全看板設置・修繕
- ◆ 高齢者向け啓発活動

渋川交通安全協会から

「優良自動車運転者表彰」申し込みのご案内

渋川交通安全協会では、「令和元年度秋の優良自動車運転者」表彰候補者の取りまとめを次のとおり行います。各表彰基準に該当する方は、各区の交通安全理事(別表参照)にお申し込みください。申し込み用紙は、理事宅に用意してあります。

- 受付期間：7月12日(金)まで
- 表彰基準：令和元年6月3日現在で次の年数になる方
 - 旭日金冠章：40年以上無事故無違反の方
 - 金冠金章：30年以上無事故無違反の方
 - 金冠銀章：20年以上無事故無違反の方
- 費用：630円(無事故・無違反証明書代金)を添えて申請してください。
- ※ 申請後、受章の日までに交通事故・交通違反など法令違反を犯した場合は表彰されません。
- ▼ お問い合わせは、役場総務課(054-2211内線250)、または渋川交通安全協会(0221-1125)へ

別表：各区の交通安全理事 (敬称略)

区-班	氏名	区-班	氏名
1区-3班	石川 一郎	12区-1班	薊 清孝
2区-1班	小林 一裕	13区-3班	一倉 浩康
3区-11班	岡野 哲也	14区-15班	鳥山 正照
4区-4班	齋藤 圭司	15区-9班	柿島 武治
5区-3班	三俣 成美	16区-9班	村上 誠
6区-1班	樋口 朝治	17区-9班	大竹 十右
7区-2班	高橋 俊一	18区-1班	高橋 善之
8区-5班	浅見 弘之	19区-3班	大山 清巳
9区-11B班	吉田 正美	20区-11班	内海 則行
10区-1班	岩崎 茂雄	21区-8班	川田 善之
11区-7班	真下 慎一		

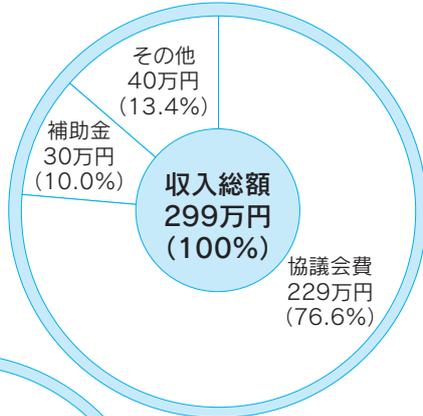
環境美化推進協議会



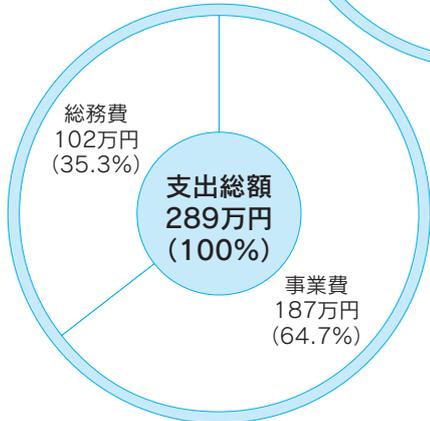
環境美化推進協議会は、村民の皆さんと協力して住みよい榛東村を創り上げています。

決算は、左の円グラフに示すとおりです。歳入の中の協議会費は、みなさんのご家庭から納めていただいた年間500円の協議会費です。平成30年度の村からの補助金は30万円です。

私たちは毎日、多くのものやエネルギーを消費して生活しています。この日々の生活に伴って、目に見えるところで、また見えない



※収入と支出の差額 10万円は次年度へ

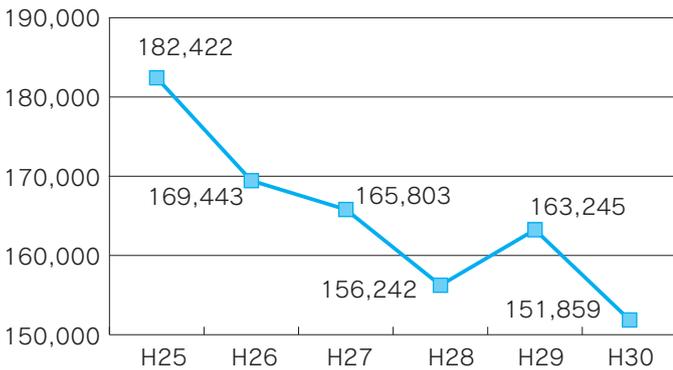


環境美化推進協議会では、快適で住みよい地域社会の実現を図るため、自主的な組織活動を展開するとともに、村が実施する環境衛生行政を積極的に支援し、地域連帯のなかでの環境づくりに努めます。

ところで様々なごみが排出され続けています。このような課題を解決していくために、廃棄物の排出を抑制し、そのうえでリサイクルを推進していく社会、すなわち循環型社会への転換を図っていかなくてはなりません。

そこで渋川地区広域市町村圏振興整備組合では、容器包装リサイクル法にもとづき、ごみの分別収集を行ってまいります。榛東村でも、平成12年度からガラスビンやペットボトルの分別収集が開始されています。リサイクルを進め、循環型社会をつくるため、みなさんのご協力をお願いします。

図：資源ごみの自主回収量の推移 (単位：kg)



平成30年度団体別資源ごみ収集実績 (単位：kg)

2区育成会	6,184	12区育成会	1,446
4区育成会	4,707	15区育成会	12,228
5区育成会	15,010	16区育成会	8,666
6区育成会	13,670	17区育成会	9,810
7区育成会	8,439	18区育成会	4,446
8区育成会	14,530	19区育成会	7,891
9区育成会	8,630	20区育成会	10,540
10区育成会	2,700	榛東JSC	3,156
11区育成会	7,425		
第20区地域環境リサイクル活動部			430
榛東ヤングホープスポーツ少年団			5,030
榛東南リトルメッツスポーツ少年団			6,921
合計			151,859

資源ごみの自主回収における、平成30年度の収集実績は、前年度に比べ、11、386 kg減少しました。現状では、ペットボトル・ビン類などの資源ごみが可燃や不燃ごみとしてゴミステーションに出されている様子がまだ見受けられます。資源ごみはごみではなく、様々なモノに生まれ変わる資源です。

資源ごみの分別回収にご協力を

主な活動

- ◆粗大ごみ搬出立会い (年12回実施)
- ◆不法投棄ごみ一掃クリーン作戦

- ◆資源ごみ搬出立会い (各回収日実施)
- ◆環境祭(エコフェスタ)の開催
- ◆ゴミ収集計画の作成・配布など

月1回の資源ごみ回収はもちろん、各区の子ども会・育成会などの団体が行っている資源ごみの自主回収を活用し、「リサイクルの促進・ごみの減量化」のために、村民皆さまのご協力をお願いいたします。

体育協会



榛東村スポーツ協会本部役員 (敬称略)

役職	氏名
会長	三 俣 好 文
副会長	小 林 東 洋
	松 岡 隆
	小 林 明 男

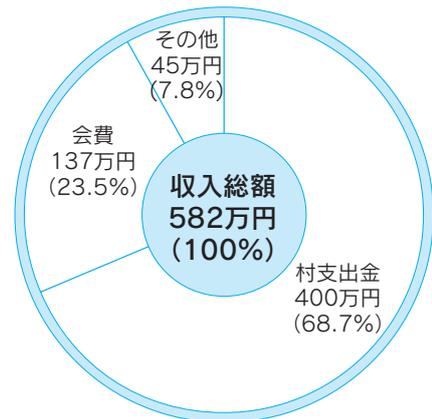
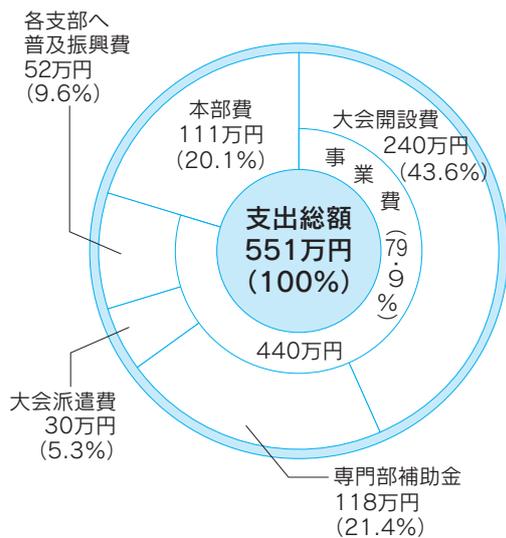
『いつでもどこでもみんなですポーツ』を合い言葉に、村の体育協会では、毎年、各種のスポーツ大会を開催しています。

平成30年度における事業と決算の報告が、4月11日に行われた定期総会において承認されました。

収入と支出の状況は、下のグラフに示したとおりです。収入の中にある会費収入は、皆さんのご家庭から納めていただいた300円の年会費のことです。支出の中の大会派遣費は、郡や県大会などへの選手派遣費です。

各専門部へ補助金として118万円、各区の支部へ普及振興費として52万円を支出しました。

令和元年度から、「榛東村体育協会」は、「榛東村スポーツ協会」へ名称を変更しました。



※収入と支出の差額 31万円は次年度へ

榛東村スポーツ推進委員の活動

スポーツ推進委員は榛東村におけるスポーツ推進のための事業の実施に関わる連絡調整並びにスポーツに関する指導、助言や地域住民と行政のコーディネーター、スポーツ施策の推進役となることを目指し活動しています。

〈平成30・31年度榛東村スポーツ推進委員10名〉

(敬称略)

役職	氏名	委員	委員
委員長	狩野 祐吾	岩田 薫	一倉 佳一
副委員長	柳澤 亮	桑原 一雅	小山 成香
	伊藤 加代子	樺澤 孝志	君嶋 法子
		船津 瑞恵	

【今年度の活動予定】

- スポーツ協会行事（女子スマイルボウリング大会・スポレク祭・駅伝大会・綱引き大会）の審判および実施指導
- レクリエーションスポーツフェスタ2019の開催実施 6/16 14:00～
- スローエアロビック教室の開催実施 7/6・13予定 18:30～

遊休農地（耕作放棄地）の課税が強化されます

問い合わせ先／産業振興課（☎54-2211 内線222）

○課税強化の対象となる遊休農地

農地法に基づき、農業委員会が遊休農地所有者に対し、農地中間管理機構※（以下「機構」といいます。）と農地の貸し借りについて協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に固定資産税の課税が強化されます。

この協議勧告が行われるのは、協議勧告が行われる前に実施される遊休農地所有者への利用意向調査において、遊休農地所有者が機構への貸付けの意向を表明せず、また自ら耕作の再開や農地の保安全管理も行わないなど、半年以上経っても遊休農地を放置している場合に限定されます。

なお、利用意向調査において、遊休農地所有者が機構への貸付けの意向を表明した場合には、機構側の事情で貸付けが行われていなくても、勧告が行われることはありません。

○課税強化の手法

通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ、遊休農地については、0.55を乗じないこととなります。（結果として約1.8倍となります。）

○実施時期

毎年1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、毎年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われます。協議勧告を受けた場合でも、協議勧告を受けた年の12月末までに遊休農地が解消されれば、勧告は撤回され課税強化は行われません。

○スケジュール

7月下旬	農地パトロール
	↓ 遊休農地と判断した場合
9月頃	利用意向調査
	↓ 回答・改善がない場合
翌年11月頃	協議の勧告
	↓ 回答・改善がない場合
翌々年1月1日	固定資産税の強化

※農地中間管理機構とは
農地集積、集約化を進める農地
中間管理事業を行っており、群
馬県では、公益財団法人群馬県
農業公社が指定を受けて、農地
の貸し借りを仲介しています。

休耕農地の草刈りをお願いします

休耕農地に雑草が生い茂ると、様々な問題が発生します。

また、雑草が伸びてからの草刈りはとても大変です。草が短いうちに定期的な草刈りをして、美しい景観づくりに努めましょう。諸事情により耕作が再開できないときは問題が生じないように、良好な管理をお願いします。

「農地を貸したい」、「農地の草刈り等を委託したい」とお考えの方は、農業委員会までご相談ください。

お問い合わせ

農業委員会事務局 ☎54-2211 内線221へ



◆雑草が生い茂った時の問題点

- 野火火災の発生
- 産業廃棄物等の不法投棄
- 隣接地との問題発生
- 害虫の発生や有害鳥獣が生息
- 景観の悪化
- 非行・犯罪の発生
- 土壌力の低下など

木造住宅耐震診断者の派遣を行います

問い合わせ先／建設課（☎54-2211 内線233）

村では、木造住宅にお住まいで、耐震診断を希望する方に木造住宅耐震診断者を派遣します。診断者が設計書類などをもとに現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無などについて一般診断を行います。

○対象住宅（次の要件を全て満たす住宅）

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅又は住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅
- ② 平屋建て又は2階建てのもの
- ③ 在来軸組工法によって建築されたもの

○対象者（次の要件を全て満たす方）

- ① 対象住宅を所有されている方かつ居住されている方
- ② 村税の滞納がない方（属する世帯の世帯員全員も含む）

○募集戸数

3戸（定数になり次第締め切ります）

○耐震診断の費用

無料（ただし、診断者の交通費につきましては個人負担となります）

○必要書類

- ① 榛東村木造住宅耐震診断者派遣申請書
- ② 住民票の写し（住民生活課で発行できます）
- ③ 村税の未納税額のないことの証明書（税務課で発行できます）
- ④ 対象住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明）（税務課で発行できます）
- ⑤ 現況写真
- ⑥ 建築確認通知書※

※建築確認通知書が無い場合は、調査用図面の作成が必要となり、別途費用（10,000円）がかかります。

なお、調査用図面は現場を調査した診断者が作成しますので、図面作成費用は直接診断者にお支払いいただくこととなります。

○申請期限

令和元年11月29日まで

○その他

耐震診断を希望する方は、役場建設課窓口で事前相談後、申請を行ってください。なお、事前相談の際に建築物が事業の対象になるか確認しますので、住宅の建築年度や構造などを調べてお越してください。詳細に関しては、榛東村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱（建設課で配布又は村ホームページからダウンロード可）をご覧ください。

木造住宅耐震改修補助金の交付を行います

問い合わせ先／建設課（☎54-2211 内線233）

村では、耐震診断に基づき木造住宅の耐震改修を行う方に対し、補助金の交付を行います。

○対象住宅（次の要件を全て満たす住宅）

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅又は住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅
- ② 平屋建て又は2階建てのもの
- ③ 在来軸組工法によって建築されたもの
- ④ 耐震診断の結果、最小の上部構造評点が1.0未満の木造住宅

○対象者（次の要件を全て満たす方）

- ① 対象住宅を所有されている方かつ居住されている方
- ② 村税の滞納がない方（属する世帯の世帯員全員も含む）

○補助金の内容

耐震補強工事費用	補助率	補助上限額
100万円未満	耐震補強工事費の5分の1	20万円
100万円以上200万円未満	—	定額30万円
200万円以上	—	定額50万円

○必要書類

（交付申請時提出書類）

- ① 木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書
- ② 申請場所を示した付近見取図
- ③ 耐震補強工事の設計図書
- ④ 耐震補強工事に要する費用の見積書等の写し
- ⑤ 建築確認済証の写し（耐震補強工事により建築確認が必要な場合に限る）
- ⑥ 耐震診断の結果の写し
- ⑦ 住民票の写し（住民生活課で発行できます）
- ⑧ 村税の未納税額のないことの証明書（税務課で発行できます）
- ⑨ 対象住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書（評価証明）（税務課で発行できます）

（耐震改修完了時提出書類）

- ① 木造住宅耐震改修補助事業完了報告書
- ② 耐震補強工事内訳書
- ③ 耐震補強工事に係る契約書の写し（内訳明細書を含む）
- ④ 耐震補強工事に要した費用の領収書の写し
- ⑤ 耐震補強工事前、工事中及び工事後の写真
- ⑥ 検査済証の写し（耐震補強工事により建築確認を要した場合に限る）
- ⑦ 補助金支払請求書

○申請期限

令和元年11月29日まで

○その他

耐震改修を希望する方は、役場建設課窓口で事前相談後、申請を行ってください。なお、事前相談の際に建築物が事業の対象になるか確認しますので、住宅の建築年度や構造などを調べてお越しく下さい。詳細に関しては、榛東村木造住宅耐震改修補助事業実施要綱（建設課で配布又は村ホームページからダウンロード可）をご覧ください。

国民年金保険料の免除制度があります

問い合わせ先／住民生活課 (☎54-2211 内線133)

令和元年度の保険料は、月額16,410円です。国民年金保険料の納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカード等で納付があります。納付期限までに納めましょう。

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

○免除（全額・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得（過去の年度分については、前々年や前々々年所得等）が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合に、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。退職（失業）の場合は、退職（失業）された方の前年の所得がゼロとして審査されます。申請するときは、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピー等を添付してください。

○納付猶予申請

50歳未満の方（学生を除く）で、本人、配偶者それぞれの前年等の所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

○学生納付特例申請

学生の方が、本人の前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。在学期間がわかる学生証のコピーまたは在学証明書（原本）を添付してください。

○産前産後期間の保険料

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

日本年金機構から国民年金保険料等の業務の委託を受けている会社は、株式会社アイヴィジットです。電話や戸別訪問等を行っています。

年金相談・お手続きの際は予約相談を

問い合わせ先／住民生活課 (☎54-2211 内線133)

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「予約相談」を行っています。ご予約いただくと、スムーズに相談ができます。

- ・年金事務所に来訪を希望する日の1か月前から前日まで受け付けしています。
- ・お申し込みの際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご用意ください。
- ・予約相談の実施時間帯

（月曜日）	8：30	～	18：00
（火～金曜日）	8：30	～	16：00
（第2土曜日）	9：30	～	15：00

来訪相談の予約は「予約受付専用電話 0570-05-4890」

予約受付番号受付時間 (月～金の平日) 8：30 ～ 17：15

年金のお問い合わせは「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」

令和元年度国民健康保険税のお知らせ

問い合わせ先／健康保険課（☎54-2211内線142）

税務課（☎54-2211内線163）

国民健康保険は、職場の健康保険（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など）の加入者や生活保護を受けている方などを除くすべての方が加入しなければならない保険で、病気やケガなどに備えて加入者に保険税をご負担いただく助け合いの制度です。

国民健康保険税はみなさんの医療費や介護費をまかなう貴重な財源ですので、期限内に納めていただくとともに、ジェネリック医薬品の使用や重複受診をしないなどの医療費の節約についてもご協力をお願いします。

○令和元年度の国民健康保険税の税率等は次のとおりです

地方税法施行令が改正されたことに伴い、基礎課税額（医療分）の賦課限度額を58万円から61万円に変更しました。

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	6.52%	2.26%	1.92%
均等割 (一人あたり)	26,000円	9,000円	10,000円
平等割 (一世帯あたり)	19,000円	7,000円	5,000円
賦課限度額	61万円	19万円	16万円

※介護納付金分は40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者に賦課（課税）されます。

○国保税軽減措置が拡充されます

世帯主及び世帯の国民健康保険加入者の前年所得が一定金額以下の場合は、所得に応じて国民健康保険税の均等割額及び平等割額が軽減（7割・5割・2割）されます。

地方税法施行令の改正により、低所得者世帯の国保税負担の軽減をより一層図るために5割軽減・2割軽減の基準額を引き上げました。

■軽減措置の該当要件（改正後）

軽減割合	前年中の世帯の総所得金額
7割	33万円 以下
5割	33万円+28万円×世帯の国保加入者数 以下
2割	33万円+51万円×世帯の国保加入者数 以下

※軽減対象者は、申告（所得税・住民税）された所得金額により決まるため、未申告の場合は要件を満たす場合でも軽減を受けることはできません。

※世帯主の方が国民健康保険に加入していない場合でも、軽減判定には世帯主の所得を含めます。

○国民健康保険税の遡及賦課

国民健康保険税は資格が発生した月から課税されます。加入の届出が遅れてしまった場合でも、届出をした月から課税されるのではなく、国民健康保険の資格が発生した月（他の健康保険を喪失した月または転入した月など）まで遡って課税されることとなりますのでご注意ください。



6月新刊情報 南部コミュニティセンター図書室

問い合わせ先/南部コミュニティセンター (☎54-0488)

利用時間 午前8時30分から午後5時まで 休館日 毎週月曜日・祝日			
書名	著者名	書名	著者名
ふたたび蝉の声	内村 光良	もぐらのいえ	松屋 真由子
かわたれどき	畠中 恵	おしりたんてい プブックきやまのしろいかいぶつ	トロール
ノースライト	横山 秀夫	やぎこ先生いちねんせい	ななもり さちこ
とまり木	周防 柳	秘密主	安富 妙果
ニムロッド	上田 岳弘	鬼石のおこり	相庭 沙奈絵
スクエア	今野 敏	フーガはユーガ	伊坂 幸太郎
キンモクセイ	今野 敏	不死鳥少年	石田 衣良
雨上がり月霞む夜	西条 奈加	夢も見ずに眠った	絲山 秋子
命の限り、笑って生きたい	瀬戸内 寂聴	1R1分34秒	町屋 良平
一切なりゆき	樹木 希林	樹木希林120の遺言	樹木 希林
ランドセルのはるやすみ	村上 しいこ	つくもがみ笑います	畠中 恵
らくだのおばけがやってきた	やまだ ともこ	ザ・ウォール	堂場 瞬一
かえってきたまほうのじどうはんぱいき	やまだ ともこ	朦眼の匣の殺人	今村 昌弘
空とぶペンギン	やまだ ともこ	火のないところに煙は	芦沢 央
かいけつゾロリロボット大さくせん	原 ゆたか	鳥籠の小娘	千西 茜

各種大会の結果・表彰受賞をお知らせします。



【第55回群馬県スポーツ少年団剣道大会】

北毛ブロック
小学4年生の部
優勝：牧口 有汰くん (写真左)



【スマイルボウリング大会】

優勝 21区 (写真)
準優勝 3区
3位 13区

【第39回ロータリー旗争奪児童野球大会】 (写真)

優勝：榛東南リトルメッツ
敢闘賞：関根 大心くん

【第31回渋川市スポーツ協会部長旗争奪 児童野球大会】

優勝：榛東南リトルメッツ
最優秀選手賞：上村 祐輝くん
打撃賞：宮本 聖くん



しんとう健康ダイヤル24
☎0120-077-005

24時間・年中無休 通話料・相談料無料

健康相談、医療相談、介護相談、育児相談や医療機関情報を提供します。
医療機関を受診すべきか迷ったら、まずは電話でご相談ください。
※電話番号は必ず非通知設定を解除してご利用ください。

お元気ですか
保健相談センター
です

6月は食育月間です

食育とは『生きる上での基本であり、一人ひとりが自分の力で健全な食生活を送る力を育てること』です。子どもから高齢者まで、生涯にわたって続けることが大切です。

■「食改推」を知っていますか？

「食改推（ヘルスマイト）」は「食生活改善推進員」の略称で、『私達の健康は私達の手で』をスローガンとして、地域で食育活動を行っているボランティアです。

おやこ食育教室や生涯骨太フッキングなど、子どもから高齢者まで、幅広い世代を対象に料理教室などを実施しています。



※昨年度のおやこ食育教室の様子

熱中症に気を付けましょう

熱中症とは、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体内に熱

がこもった状態をいいます。屋外だけでなく室内でも発症し、場合によっては死亡することもあります。ピークは7〜8月といわれていますが、暑さに慣れていない時期も熱中症にかかりやすいので注意しましょう。

■熱中症を予防するには

屋外でも室内でも、こまめな水分補給や休憩を心がけましょう。

屋外では日傘や帽子、日陰を利用しましょう。室内ではエアコンや扇風機を使用し、温度調整をしましょう。二日酔いや寝不足、食事抜きの状態も熱中症になりやすいので、十分な睡眠、休養などを心がけましょう。

■熱中症かと思ったら

熱中症の症状には、軽症だとめまいや立ちくらみなどがあり、重症だと頭痛や嘔吐、意識障害、けいれんなどがあります。軽症の場合は涼しい場所に移動して体を冷やし、経口補水液などを補給しましょう。重症の場合や自力で水分摂取ができない場合は救急車を呼びましょう。

■熱中症になりやすい人

高齢者や乳幼児、糖尿病の人、低栄養状態の人、下痢などで脱水状態の人、二日酔いや寝不足の人は熱中症にかかりやすいので、特に注意しましょう。

◆お問い合わせは、保健相談センター（☎70-80052）へ

●休日当番医●

※市外局番は0279です。

		内科		外科	耳鼻科	歯科
6月	23日(日)	本 沢 医 院 (渋 川) ☎23-6411	痛みのクリニック長谷川医院 (吉 岡) ☎30-5055	大 滝 ク リ ニ ッ ク (吉 岡) ☎30-5800		宮下デンタルクリニック (子 持) ☎53-4701
	30日(日)	大谷内科クリニック (渋 川) ☎20-1881	駒 寄 こ ど も 診 療 所 (吉 岡) ☎55-5252	井野整形外科リハビリ内科 (吉 岡) ☎30-5255	いのうえ耳鼻咽喉科医院 (渋 川) ☎30-1133	三 剛 歯 科 医 院 (伊香保) ☎72-3430
7月	7日(日)	みゆきだ内科医院 (渋 川) ☎60-6070	榛東わかばクリニック (榛 東) ☎20-5531	渋川医療センター (子 持) ☎23-1010	森 医 院 (渋 川) ☎23-8733	佐鳥歯科クリニック (渋 川) ☎22-0069
	14日(日)	伊香保クリニック (伊香保) ☎72-4114	榛東さいとう医院 (榛 東) ☎54-1055	北 毛 病 院 (渋 川) ☎24-1234		佐 藤 歯 科 医 院 (吉 岡) ☎54-8330
	15日(月)	川島内科クリニック (渋 川) ☎23-2001	佐 藤 医 院 (吉 岡) ☎54-2756	有馬クリニック (渋 川) ☎24-8818		永 井 歯 科 医 院 (赤 城) ☎56-8854
	21日(日)	渋川中央病院 (渋 川) ☎25-1711	原 沢 医 院 (伊香保) ☎72-2503	とまるクリニック (渋 川) ☎26-7711	吉岡ちよだ耳鼻咽喉科 (吉 岡) ☎26-7546	小野上歯科診療所 (小野上) ☎59-2493
	28日(日)	めぐみ子どもクリニック (渋 川) ☎30-2022	岡本内科クリニック (吉 岡) ☎20-5353	渋川医療センター (子 持) ☎23-1010	川 島 医 院 (渋 川) ☎22-2421	ほしかわ歯科医院 (渋 川) ☎24-8835

※耳鼻科、歯科の診療時間は正午までです。 ※夜間急患診療所(午後7時～11時、年中無休)☎23-8899

暮らしの情報

行政相談を開催します

- 日時…7月19日（金）
午後1時30分～4時
- 会場…南部コミュニティセンター
- 内容…国・県・市町村などの行政に関することについて、相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

榛東村地域包括支援センター

本村在住の高齢者の方で、困りごとや心配ごとがありましたらご相談ください。
場所：榛東村保健相談センター内
(☎0279-25-8441)

知

お知らせ

老化による渋川地区広域圏プールの休場について

これまで、多くの皆様に親しまれてきた渋川地区広域圏プールですが、施設の老朽化により、安全面や衛生面での確保が困難なため、今年度より休場することになりました。

今まで多くのご来場、誠にありがとうございました。

▼お問い合わせは、渋川地区広域市町村圏振興整備組合
事業課 管理係
(☎0279-60-5250)

男女共同参画の推進に関する意見を受け付けています

県では「県男女共同参画推進条例」に基づき、県民の皆さんなどからの意見を受け付けています。

■対象事項 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策、または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策

■申し出できる人 次のいずれかに該当する人

- ・県内に在住、在勤、在学する人
- ・県内に事業所を有する事業者

■申出期間 随時

■申出方法 所定の申し出用紙

■申出用紙配布場所・問い合わせ先 県庁県民生活課

(☎0279-226-2902)

※申し出用紙は、県ホームページ

ジ (<http://www.pref.gunma.jp/04/c2210025.htm>) から入手できます。

第4回「植物の香り」

森林観察会のお知らせ

植物が発する香り成分の謎について解説をします。

■期日 7月13日(出)

■時間 午前9時30分～11時30分

■会場 県森林学習センター

(渋川市伊香保町)

■定員 なし

■費用 無料

■申込方法 当日、直接会場へお越しください。

▼お問い合わせは、県森林学習センター

(☎0279-72-3220)

3キリの実践にご協力を！ 「わたしたちができること」

本県は、県民1人1日当たりのごみの排出量が、28年度の実績で全国ワースト5位です。また

市町村の焼却施設で受け入れたごみのうち3割強を占める生ごみの削減が課題となっています。

生ごみ減量のため、私たちができることの一つに「3きり」の実践があります。特別な道具や準備は必要ありません。ぜひ皆さんのご協力をお願いします。

「3きり」とは

○使いきり

・ 買い物の前に冷蔵庫の中身をチェックする

・ 献立を考えて、使う物だけを買う

○食べきり

・ できるだけ残さずに食べる

・ 「残り物アレンジレシピ」を試す

○水きり

・ 生ごみをぬらさない

・ 生ごみを絞って水分を除く、乾燥させる

▼お問い合わせは、県庁廃棄物・リサイクル課

(☎027-226-2852)



募

募集

放送大各入学生の募集

放送大学は、10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

テレビで授業を行っているだけでなく、学生はその授業をインターネットで好きなときに受講することができます。

心理学・福祉・経済・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。放送授業1科目の授業料は1万1千円（入学金は別途）。半年ごとに学ぶ科目だけの授業料を支払うシステムです。

全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。▼資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学群馬学習センター(☎027-230-1085)までご請求ください。

自衛官募集中

「平和」を仕事にしてみませんか？
まずはお問い合わせをお待ちしています。
自衛隊群馬地方協力本部前橋募集案内所
☎027-233-8960

防災行政無線の放送内容は電話でも
確認できます。



☎0279-54-3499

自衛官募集

■概要：令和2年度入隊予定の自衛官採用試験の日程等を以下のとおりお知らせします。

■試験日程

①自衛官候補生

(受付時にお知らせ)

②一般曹候補生

(令和元年9月21日(土)・22日
(日)のいずれか1日)

③航空学生(令和元年9月16日(月))

■場所 勢多会館、相馬原駐屯地、新町駐屯地 ほか

■対象

①18歳以上33歳未満

②18歳以上33歳未満

③海上：23歳未満、航空：21歳未満

■定員：自衛官募集計画による

■出願期間

①年間を通じて受付(高卒予定者は令和元年7月1日から受付)

②令和元年7月1日(月)～9月6日(金)

③令和元年7月1日(月)～9月6日(金)

■出願方法 所定の出願用紙

■その他 受験案内及び出願用紙は、自衛隊群馬地方協力本部

(〒371-0805 前橋市南町3丁目64-12

☎027-221-4471

県内各募集事務所配布しています。詳しくは、自衛隊群馬地方協力本部ホームページ

(<http://www.mod.go.jp/pco/gunma/>)をご覧ください。

■自衛官募集相談会

8月5日(月)、午後1時から3時まで、榛東村役場2階201会議室において自衛官等募集相談会を行います。自衛隊に関する事や、受験種目および受験手続きなど、いろいろお話しができますのでお気軽にお越しください。

▼お問い合わせは、自衛隊群馬協力本部前橋募集案内所

(☎027-221-4471)

群馬県優良県産品を募集します

群馬県優良県産品推奨制度は優良な県産品として推奨できる商品を決して、全国へ紹介するものです。優良県産品になると、商品に「県優良推奨品シール」を添付し、PRすることができ

ます。

■対象 県内に事業の本拠を持つ製造者が、生産または主たる加工をした、一般消費者に販売される加工食品、民・工芸品など

■推奨期間

令和2年4月～令和4年3月

■審査基準

・食品表示法、その他の関係法令に適合しているか

・品質、価格、包装、表示方法などが適正か

・優良県産品として推奨するにふさわしいものか

■申請期間

7月1日(月)～31日(水)

■申請方法 所定の申請書

■申請書提出先 榛東村産業振興課

(☎0279-54-2211)

■その他 既に推奨決定を受けている商品も、再申請する必要がある場合があります。

▼お問い合わせは、県庁観光物産課

(☎027-226-3386)

※申請書は県ホームページ

(<https://www.pref.gunma.jp/01/g3500020.html>) から

も入手できます。



子ども向け防犯出前講座の講師を派遣します

■概要 防犯出前講座の講師を派遣します。

▽幼児向け 誘拐・連れ去り防止及び規範意識

▽小学校低学年向け 誘拐・連れ去り防止(紙芝居・ロールプレイ)

▽中学年向け 防犯ブザー訓練。保護者の付き添いも可。所要時間は、30分から50分程度です。

■対象 幼児および小学生

■定員 概ね10人以上で申し込み

■申込期限 開催希望日の1か月前。開催希望日が重複した場合は、日程調整をお願いすることがあります。

■申込方法 所定の申込用紙でお申し込みください。ぐんま電子申請受付ポータルサイト

(<http://www.shinsei.elg-front.jp/gunma/navi/index.html>) からの申し込みもできます。

■申込先 県庁消費生活課

(☎027-226-2356)

■その他 詳しくは、県ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせは、県庁消費生活課

(☎027-226-2356)

広報カレンダー 7月

日	月	火	水	木	金	土
30 村 8:30 日曜税務窓口	1 保 10:00 はつらつ教室 保 13:30 健康相談	2 保 9:30 料理教室(時短) 保 13:30 介護予防講演会	3	4 保 10:30 子育てサロンアイアイ 保 19:00 リフトレ教室	5 保 10:00 エアロピクス	6 現 10:00 七夕さくべいづくり ア 18:30 スローエアロビック教室
7 カ 7:00 村民ゴルフ大会 保 8:30 村民ソフトテニス大会(個人戦) ア 9:00 村民卓球大会	8 保 10:00 はつらつ教室 保 13:30 健康相談 楽 13:30 楽集シネマ	9 さ 10:00 障害福祉なんでも相談	10	11 保 9:30 すくすく教室(母乳・栄養相談) 保 10:45 すくすく教室(リトミック) 保 19:00 リフトレ教室	12 保 13:30 認知症サポーター養成講座 さ 13:00 心配ごと相談	13 ア 18:30 スローエアロビック教室
14	15 海の日	16 保 13:00 1歳6か月児健診	17 楽 13:30 人権相談	18	19 ア 13:30 ラージボール卓球大会 村 13:30 空き家無料相談会	20 現 10:00 工作教室
21	22 保 10:00 はつらつ教室 保 13:30 健康相談 村 13:30 農地相談 村 13:30 農業者年金相談 村 15:00 手話通訳設置	23	24	25 保 9:45 両親学級① 保 19:00 リフトレ教室	26 さ 13:30 無料法律相談	27
28 村 8:30 日曜税務窓口 保 8:30 村民ソフトテニス大会(団体戦)	29 保 10:00 はつらつ教室 保 13:30 健康相談	30 保 13:00 乳児健診	31 楽 9:00 夏休み子どもすくーる	1	2	3

※ふれあい館休館日
7月8日(月)、7月22日(月)

実施場所

村 村役場 保 保健相談センター さ ささえの家 中 中央公民館 南 南部コミセン ふれあい館
児 児童館 ア しんとうスポーツアリーナ 楽 楽集センター 総 総合グラウンド 公 ふるさと公園

【有料広告欄】

家族の夢かなえる住まい
新築・リフォーム・土木・不動産・上下水道・解体・ガラス
(本店) 榛東村広馬場 2207-1 (高崎支店) 高崎市中泉町 640-9

ぐん・せい建商(株)

0120-266-110 <http://www.gunsei.com>
ぐんせい

横名の大地と水で育った味自慢

しんとうふるさと夢工房
TEL 0279-54-1890
店頭販売
月・火・木・金(12:00~15:00)



長期優良住宅から介護リフォーム、網戸・畳交換まで

(有)羽鳥製材所

TEL.0279-54-5142
北群馬郡榛東村山子田1439-1 URL <http://www.hatori-woody.co.jp>
ぐんまの木の家「こもれび」 北群馬郡榛東村新井3252-5

AOBA DENTAL CLINIC
あおば歯科医院

雨にぬれた青葉が鮮やかに目に映えるころとなりました。

診療時間/AM8:30~PM12:00
PM2:30~PM7:00
休診日/日曜日・祝祭日・水曜日
(祝日のある週は水曜診療日)
榛東村新井1223-1
☎0279-25-8820

いちご直売

2017年 知事賞受賞 **ストロベリー** みなみ
12月~5月 月曜定休日

自衛隊正門を南へ400m
榛東村広馬場2483 ☎0279-55-0127
<http://www.strawberryminami.jp/>

地球屋パン工房 地球屋
Bakery & Cafe

この広告をお持ちいただいたお客様
500円以上お買い上げの方にお買い上げ金額から100円割引!!

100円券 村民限定

〒370-3505 群馬県北群馬郡榛東村上野原1-1
地球屋:Tel.0120-198-867 /C/工場:Tel.0279-70-8000 休職工場:Tel.0279-26-8877
www.chikyuyya.co.jp



村内を綺麗に、クリーン作戦

5月11日(土)、榛東村環境美化推進協議会が主体となり、村内全域の不法投棄ゴミの清掃活動を行いました。自衛隊や建設業協力会や多くのボランティアの協力により5,000kgのゴミを集めました。ご協力ありがとうございました。



中学校でマラソン大会

5月16日(土)、快晴のなか、中学校でマラソン大会が行われました。沿道には、保護者や近所の方々がたくさん集まり、熱い声援と拍手を送っていました。どの生徒もゴールを目指して懸命に走りました。



郷土の特産品ぶどうについて学習

5月23日(土)、南小学校の児童が、明正園でぶどう作りについて学習しました。園主の一倉和好さんから、この時期の仕事や、ぶどうの種類、育て方の説明を受けた後、一倉さんに質問をしながら、実際にぶどう園の中を見学しました。

AED講習会～いざという時のために～

5月18日(土)、19日(日)、榛東村役場で渋川広域消防南分署の方を講師に招きAED講習会を開催しました。区長をはじめ、40名程の住民の方が参加されました。いざという時のために、設置場所の確認とともに、定期的な訓練をしましょう。



交通安全教室

榛東村交通安全会、交通指導員、渋川警察署の協力のもと、村内の小学校で交通安全教室が開かれました。5月21日(火)、南小学校では、1、2年生は安全な横断歩道の渡り方など、3～6年生は安全な自転車の乗り方について学びました。



戦没者慰霊祭

5月28日(火)、柳澤寺で戦没者慰霊祭がしめやかに執り行われました。戦争で尊い命を失った英霊をしのぶため、多くの遺族らが参加し、遺族代表者と来賓者から慰霊の辞が述べられたあと、献花が行われました。



第10回しんとう虹色コンサート

問い合わせ先／中央公民館 (☎54-2573)

10周年記念！虹色、七色、七つの音色♪
サプライズゲストも登場！会場の皆さん参加のコーナーもあります。今年もお楽しみください。

■日時…7月28日(日)
会場 午後1時30分
開演 午後2時

■場所…南部コミュニティセンター

■費用…無料

※手作り品バザーを同時開催します。



第27回榛東中学校美術部展

榛東中学校美術部による展示会が開催されます。美術部員が作成した色彩豊かな作品が多数展示されますので、ご鑑賞ください。

■日時…7月31日(水)～8月6日(火)
(土日は除く)
午前9時～午後5時
※7月31日は午後のみ
8月6日は午前のみ

■場所…榛東村役場 1F 村民ホール
(写真は、昨年作品)



ゆるり・のんびり Museum Café

問い合わせ先／耳飾り館 (☎54-1133)

7月から毎月それぞれのテーマについてお話を開催します。
おいしいコーヒーを飲みながら、ゆる～く気軽にどうぞ。

※コーヒー以外のドリンクも選べます

第1回 「茅野ムラのおしゃれ」

■日時 7月11日(木)
午後2時～午後3時30分

■場所 耳飾り館

■参加費 参加費300円(1ドリンク付き、お代わりは別途料金)

■備考 参加申し込みは不要です。詳細はお問い合わせください。

今後の開催予定 8/3(土) 9/12(木)

10/5(土) 11/23(土) 1/25(土)



広報しんとう 2019年6月号 No.580

発行：榛東村 編集：総務課

〒370-3593群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

☎0279-54-2211 FAX0279-54-8225

ホームページアドレス <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>

人口と世帯

(5月末日現在)

総人口 14,696人(+12)

男 7,485人(+1)

女 7,211人(+11)

世帯数 5,862戸(+6)

※()は対前月

編集だより

表紙は、北部保育園の園児が田植えをした時の様子です。泥だらけになりながら、真剣に手植えをする様子が印象的でした。園児達が植えた稲の成長が楽しみです。(大山)